

令和6年度練馬区デジタル化体験事業委託に係る プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和6年度練馬区デジタル化体験事業委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和6年度練馬区デジタル化体験事業委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和7年1月31日
※ただし、モニタリングを行った結果、優良または良好であると評価された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 区指定場所
- (4) 業務内容 別紙1「仕様書」による
- (5) 事業者数 20者程度
- (6) 概算経費 6,200,000円（税込）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※本経費は事業実施にかかる一切の経費（機器の移送に要する経費や履行期間中の運営経費、体験ソフト利用料等を含む）とする。
※支払い方法は、結果報告及び履行完了報告を練馬区が確認したうえで、請求書を受理したのち一括して支払う。本件の支払いについて、前払いは行わない。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

- (1) 法人格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による

入札参加除外措置期間中である者。

- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

参加希望届、企画提案書 募集開始	令和6年3月18日（月）
参加希望届、質問受付期限	令和6年4月9日（火）午後5時まで
質問回答日	令和6年4月12日（金）
企画提案書類受付期限	令和6年4月17日（水）午後5時まで
一次審査（書類）	令和6年4月下旬
一次審査 結果通知	令和6年4月30日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月16日（木）午前9時から正午 会場 練馬区役所内会議室
二次審査 結果通知	令和6年5月22日（水）

4-2 質問および回答

募集に関する質問は、様式1「質問票」に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期限 令和6年4月9日（火）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
※送信後、電話により到着確認を行うこと。
- (3) 提出先 練馬区産業経済部経済課融資係 担当 内田、鶴田、横田
メールアドレス keizai02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和6年4月12日（金）に区ホームページ内の本委託募集ページにて回答を公表する。

4-3 参加希望届の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、様式2「プロポーザル参加希望届」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月9日（火）午後5時まで
(受付時間：平日の午前9時から正午までの間および午後1時から午後5時までの間)
- (2) 提出方法 窓口受付（郵送不可）
「8 問い合わせ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。
- (3) 提出場所 ココネリ4階 練馬ビジネスサポートセンター内 産業経済部経済課融資係
- (4) プロポーザル参加希望届の差し替えおよび再提出

受付期間後の差し替えおよび再提出は認めない。

4-4 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望届を提出した事業者は、企画提案書等について以下の内容で提出すること。また、企画提案書等の作成にあたり別紙2「企画提案書等提出書類作成要領」を参照の上、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年4月17日（水）午後5時まで
（受付時間：平日の午前9時から正午までの間および午後1時から5時までの間）
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
「8 問合せ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。
- (3) 提出場所 ココネリ4階 練馬ビジネスサポートセンター内 産業経済部経済課融資係
- (4) 提出書類および提出部数

提出書類の提出にあたっては、紙媒体のみとし、以下の書類を1冊のA4版ファイルに記載の順番で綴り、目次、インデックスをつけること。また、ファイルの表紙には提案事業者名を記載し、本提案に係る責任者名、所属部署等を記載すること。

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	企画提案書（様式は任意）	正本1部 + 副本6部
	本業務の人員体制（様式は任意）	
	様式3「受託実績申告書」	
	様式4「本業務における業務責任者実績申告書」	
	見積書（様式は任意で、内訳がわかるもの）	
参加資格に関する書類	様式5「会社概要」	正本1部 + 副本6部
	直近の決算に係る財務諸表	
	納税証明書（その3の3） 法人事業税納税証明書	
	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※提案書提出日の前3か月以内発行のもの	

- (5) その他
 - ・ 受付期間後の差し替えおよび再提出は認めない。
 - ・ 企画提案書を令和6年4月17日（水）午後5時までに提出しなかった者は、辞退したものとみなす。

4-5 選定方法

受託候補者の選定は、別紙3「プロポーザル評価基準」に基づき、以下に示す一次審査と二次審査をもって実施する。

(1) 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。ただし、参加表明者が3者以下の場合は、全事業者を一時審査通過者とし二次審査に進めるものとする。審査結果は令和6年4月30日（火）に郵送する。

(2) 二次審査

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容および提案内容について以下のとおりプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

なお、説明者は業務責任者または主な担当となる者とし、3名以内とする。

- ① 日 時 令和6年5月16日（木）午前9時から正午
- ② 会 場 練馬区役所内会議室（詳細は一次審査結果通知参照）
- ③ 説明時間 30分（企画提案15分、質疑応答15分）
- ④ 結果通知 二次審査の結果については、二次審査参加事業者に対して、令和6年5月22日（水）までに郵送する。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

は、無効の扱いとする。

- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区産業経済部経済課融資係 担当：内田、鶴田、横田

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 ココネリ 4階練馬ビジネスサポートセンター内

電話 03-5984-2673 メールアドレス keizai02@city.nerima.tokyo.jp